

必要書類チェックリスト【日本人学部生用】

(1) 修学支援新制度の授業料免除を申請する者(新規)

●以下に記載する書類をご提出ください。

対象者	必要書類	発行元	備考
申請者全員	大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書(A様式1)	本学様式	

修学支援新制度の授業料免除を申請するためには、日本学生支援機構の給付奨学金の申請手続きも別途行う必要があります。

※特別な事情により日本学生支援機構の給付奨学金に申し込まない者は、上記に加えて別途書類の提出が必要です。
その場合は申請前に学生生活課学生支援係までご相談ください。

(2) 修学支援新制度の授業料免除を申請する者(継続)

(すでに修学支援新制度により支援対象者の認定を受けている場合)

●以下に記載する書類をご提出ください。

対象者	必要書類	発行元	備考
申請者全員	大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定の継続に関する申請書(A様式2)	本学様式	申請受付:8月1日~8月18日

※家計急変により授業料免除を申請する者は、申請前に学生生活課学生支援係までご相談ください。申請要件等を確認した後、申請方法及び必要書類等についてご案内します。

※授業料の徴収猶予を希望する者は、上記に加えて「**2022年度後期分授業料徴収猶予申請書**」を提出してください。(様式は大学HPに掲載しています。)

※経過措置として、学内制度の授業料免除(詳細は申請要項8ページを参照)に申請する者は、次ページ以降の書類を提出してください。(2019年度以前生が対象)

必要書類チェックリスト【日本人学部2019年度以前生用】

学内制度の授業料免除に申請する者(経過措置)

修学支援新制度の基準を満たしていない者及び2019年度以前の制度と比較して免除額が減額となる者については、経過措置として学内制度の授業料免除に申請することができます。希望する者は、以下の表及び次ページ以降に記載する書類を提出してください。

対象者	必要書類	発行元	省略の可否
学内制度の授業料免除に申請する者全員	2022年度後期分授業料免除及び徴収猶予申請書(様式1)	本学様式	×
	授業料免除等不足書類請求書(様式10)	本学様式	×
	同一世帯全員分の住民票【原本】 ※世帯全員分である旨の証明があるもの	市役所等	○
	前年分所得(課税)証明書・非課税証明書【原本】 ※就学者を除く18歳以上の世帯全員分(無収入者含む)が必要です。 ※区分に応じて提出する収入に関する書類(源泉徴収票等)と別に必ず全員分提出してください。 ※住民税の課税状況や扶養控除人数が記載されたものを取り寄せてください。	市役所等	×
標準修業年限超過者	「標準修業年限超過者の授業料免除等出願対象事由調査書」(学生作成用)及び(指導教員作成用) ※通常の在学年限(学部:4年, 博士前期:2年, 博士後期:3年)を超えて在学する方は全員提出してください。 <u>休学や留学といった理由による場合でも、年数を超えていれば必要</u> です。	本学様式	×

●提出済み重複書類の省略について

前回授業料免除等を申請した場合、該当書類の提出を省略することができます。「省略の可否」欄記載の記号については、以下のとおりです。

- :今年度前期申請時に提出済の場合は内容に変更なければ省略可能
- ×:省略不可。今回分または最新分を提出

必要書類チェックリスト【日本人学部2019年度以前生用】

*世帯の全員について該当する項目の書類をすべて提出してください。

●就学者・未就学児以外各人

省略の可否

申請日現在の状況		必要書類	発行元	↓	
給与収入者(パート・アルバイト含む) ※勤務先が複数ある場合、それぞれについて書類が必要です。	前年1月2日以降に転職・就職しましたか	YES 「給与支払(見込)額証明書」(様式2-1) ※就労所にて「様式2-1」の証明を受けられない場合は、「給与年間見込額申告書」(様式2-2)に直近3ヶ月分の給与明細(写)を添えて提出してください。	【様式2-1】 勤め先の会社 【様式2-2】 申請者自身で作成	○	
	NO	「前年分源泉徴収票(写)」	勤め先の会社	○	
自営業者等(給与以外の収入)	前年1月2日以降に現在の事業を開始しましたか	YES 「収入年額(推定)計算書」(形式自由)及び帳簿の写し等	申請者自身で作成	○	
	NO	「前年分確定申告書控(写)」 *第一表・第二表とも	税務署	○	
日本学術振興会特別研究員の人、TA・RAの収入がある人		「収入額がわかる書類」	日本学術振興会又は勤務した大学等	○	
年金(老齢・障害・遺族等各種)受給者		「年金振込(改定)通知書(写)」【最新分】 ※複数の年金がある場合、それぞれの分を提出	日本年金機構等	○	
休職中の人		「休職中であることがわかる書類」及び、給与・手当等が支給される場合は「支給額がわかる書類」	勤め先の会社	○	
無職の人	失業保険を受給していますか	YES 「雇用保険受給資格者証(両面写)」	公共職業安定所	○	
	仕送り・援助を受けていますか	YES 年額を記載した申立書(形式自由)	申請者自身で作成	○	
	上記何れも	NO 書類不要			
臨時所得のあった人(申請前6ヶ月以内)	種類	退職金	「退職金額・支給時期のわかる書類」	退職した会社	○
		保険金	「保険金額・支払時期のわかる書類」	保険会社等	○
		資産譲渡による所得	「資産譲渡された日・金額のわかる書類」	契約書等	○
		山林所得	「山林所得の支払日・金額がわかる書類」	契約書等	○
各種手当(給与と別に受給しているもの)受給者	種類	児童手当	「児童手当の認定通知、支給通知等(写)」【最新分】	市役所等	○
		児童扶養手当	「児童扶養手当証書(写)」【最新分】	市役所等	○
		労災補償保険	「支給決定通知、支払振込通知(写)」【最新分】	労働基準監督署等	○
		傷病手当	「傷病手当金支給決定通知書(写)」【最新分】	健康保険組合等	○
前年1月2日以降に退職・廃業した(する予定)の人	退職者	「退職証明書」(様式3)	退職した会社	○	
	自営業廃業者	「廃業したことを証明する書類」	税務署	○	
●本人除く就学者及び未就学児					
大学・大学院・高専・専修(高等・専門)学校・高校在学者	国立大学・国立学校ですか	YES 「国立大学又は国立学校授業料免除等申請状況証明書」(様式6) ※姉妹が本学に在学中の場合は必要ありません。	ご家族が在学する国立学校	○	
		NO 「在学証明書」	ご家族が在学する学校	○	
小・中学生・未就学児		書類不要			
専修(一般・各種)学校・予備校在学者、科目等履修生・研究生		「就学者」に含まれないため、「就学者・未就学児以外」各欄の該当書類を提出			

●該当する世帯のみ提出

障害者等のいる世帯	障害者手帳の交付を受けた者	「障害者手帳(写)」	市役所等	○
	介護保険「要介護5級」認定者	「要介護・要支援認定通知書(写)」	市役所等	○
6ヶ月以上の長期療養者がいる世帯		「長期療養費申告書」(様式4) 及び以下の証明書類 * 医師の診断書等病名のわかる書類 * 介護認定等を受けている場合は「要介護・要支援認定通知書(写)」 * 医療費等の領収書(1年以内のもの) * その他健康保険等による補填額がわかる書類や介護サービス利用時の自己負担額がわかる書類	【様式4】 申請者自身で作成 【診断書】 病院等 【認定通知書】 市役所等	○※
		※様式4は省略不可		
主たる家計支持者が単身赴任等で別居中の世帯 ※下宿の兄弟等は該当しません		「主たる家計支持者別居に伴う諸経費等の申立書」(様式5) 及び以下の証明書類 * 光熱水道料金の明細の写し(直近3ヶ月分) * 住宅賃料がわかる書類 * 住居費補助がある場合、その金額がわかる書類	申請者自身で作成	○※
		※様式5は省略不可		
生活保護費受給世帯		「生活保護扶助料受給証明書(写)」及び「保護決定(変更)通知書(写)」【最新分】	市役所等	○
申請前1年以内に災害等に罹災した世帯		「罹災証明書(写)」及び「被害総額がわかる書類」	市役所等	○
申請前1年以内に学資負担者が死亡した世帯		「死亡診断書(写)」及び退職金・保険金の支払いがあればその支払日・金額がわかる書類	病院等	○